



# 鶴見支部だより

<http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/tsurumi/index.html>

No. 163 令和6年1月号

発行者

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会  
鶴見支部

〒230-0051

横浜市鶴見区鶴見中央三丁目26番4号  
(鶴見商工会館2階)

電話 045-503-0017

FAX 045-505-3411

発行責任者

支部長 藤原義寿



## 年頭挨拶

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会  
鶴見支部長

藤原義寿

新年あけましておめでとうございます。

会員事業場の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えになったこととお慶び申し上げます。平素より、当鶴見支部の運営、各種事業への参画など、多大なご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。また、鶴見労働基準監督署をはじめ、関係官庁、諸団体、並びに役員事業場の皆様のご協力により、昨年の事業を運営することができましたことを重ねて御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類に変更に伴い、経済・社会活動も徐々に回復し正常化しつつあります。一方でロシアによるウクライナへの侵攻やイスラエルとハマスの衝突など世界情勢は不安定な状況が続き、昨年来、円安も高止まりし、様々な価格が高騰する厳しい状況が続く1年でした。そのような中、野球のWBCでの侍ジャパンの優勝に始まり、夏の記録的な猛暑、藤井聡太棋士の八冠、阪神タイガースの38年ぶり優勝等、記録に残る話題が多い1年となりました。

当支部におきましても、新型コロナウイルス影響も小さくなり、予定どおり、皆様のご協力をいただきながら、事業運営を行ってまいりました。

労働災害に目を向けますと、昨年は第14次労働災害防止推進計画の初年度でした。鶴見労働基準監督署管内では休業4日以上死傷者数は11月末現在で259人、前年の同時期に比べ213人の減少になっていますが、新型コロナウイルス感染症の罹患者を除くと、前年に比べ15名増加しており、幸いにして死亡災害は現時点ではゼロ件であるものの、看過できない状況となっています。

引き続き不透明な事業環境が続くと思われませんが、どの様な状況でありましても従業員に対する労務管理、安全衛生管理は確実に実施していかなければなりません。会員事業場の皆様におかれましても、この状況を踏まえ、労働災害防止対策の確認、より一層の取り組みをお願いいたします。

本年は、第14次労働災害防止推進計画の2年目となります。死亡災害「ゼロ」の達成はもちろんなのですが、業務上災害を削減し最低でも目標値を下回り、そのうえで1件でも多くの災害を未然に防いでいかなければなりません。

本年も労働災害のない安全で健康に働くことができる職場環境実現に向けて、各種講習会、研修会、セミナーなどの支部活動を推進してまいります。今後とも、鶴見労働基準監督署をはじめ、各関係機関及び関係諸団体のご指導、ご支援、並びに会員事業場の皆様により一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員事業場のますますのご発展と皆様のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

## 年 頭 の ご 挨拶



鶴見労働基準監督署  
署長  
塚 田 和 男

新年明けましておめでとうございます。

令和6年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げますとともに、神奈川県労働安全衛生協会鶴見支部並びに会員事業場の皆様には、日頃から鶴見労働基準監督署の業務に多大なるご協力を賜りますことに、厚くお礼申し上げます。

昨年は、5月にコロナ感染症が5類に移行し行動制限がなくなりましたが、その後は過去経験したことのない長い危険な暑い夏となりました。11月にも夏日があるなど季節感の乏しい一年でした。そんな中、当署からは、同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けた取組のためのチェックリストの記載や賃金引上げに向けた取組（「パートナーシップ」による価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ）、長時間の恒常的な荷待ちの改善に向けた取組等についての要請を文書でさせていただくなどしました。ご協力ありがとうございました。今年も引き続きお願いしてまいります。また、労働災害に関しては、皆様のご尽力により当署管内においては死亡災害ゼロ 800 日を達成しました。今年1月5日に死亡災害ゼロ 900 日となります。今年も、死亡災害ゼロを継続し、また、労働災害撲滅に向けた一層の強固な取組により、労働災害のない明るい年になるよう願っております。

さて、今年4月からは労働基準法施行規則の改正により、労働条件明示のルールが変わり、また、裁量労働制の導入・継続に新たな手続きが必要となります。

労働条件明示のルールについては、明示事項が

追加されます。全ての労働者に対して、新たな労働契約締結（更新）時に、就業場所と業務内容の「変更の範囲」についても明示が必要になります。また、有期契約労働者に対しては、「更新の上限の有無と内容」、さらに、無期転換申込権が発生する更新タイミングにおいては「無期転換申込機会」、「無期転換後の労働条件」の明示が必要となります。適用は、令和6年4月1日以降に締結（更新）される労働契約です。

裁量労働制については、専門業務型における労使協定や企画業務型における労使委員会の運営規定・決議に追加すべき事項があります。令和6年4月1日以降、新たに又は継続して裁量労働制を採用するためには対応が必要であり、届・報告の様式も変更されます。

具体的な取扱い等についての解説が、労働条件明示のルールについても裁量労働制についても、厚労省HPに掲載されている通達やQ&Aにあります。詳細なパンフレットもあります。ご確認いただければと思います。わからないことは当署にお問い合わせください。

皆様には、改正された規則の内容に留意して、新たな労働条件明示のルールへの対応、裁量労働制の導入・継続にあっては新たな手続きをさせていただきますようお願いいたします。

鶴見監督署では、今年も皆様の職場がよりよい労働環境となるよう最大限の支援と協力をしてまいります。

最後になりましたが、鶴見支部並びに会員事業場の皆様方にとって良い1年となりますように祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



オフセット印刷全般 / データ製作 / 各種製本  
まごころ自費出版 / 社史・広報誌 / シルク印刷  
防災マップ / エコ・OA 対応製品 / シール印刷  
カレンダー / 封筒 / 名刺・・・etc.

### 印刷のことなら当社へ！

【連絡先】(有)牛尾印刷 横浜市鶴見区尻手 2-3-50  
〒230-0003 TEL(045)584-1410 FAX(045)584-6443  
【E-mail】 ushio-p@h8.dion.ne.jp



### 株式会社 横浜工作所

- \* 構内船舶修理
- \* 船舶沖修理(出張工事)
- \* 部品・機械製作加工
- \* 陸上プラント整備
- \* 油圧ホース製作・取付



〒230-0052 横浜市鶴見区生麦 2-3-29  
TEL (045)503-5111 / FAX (045)503-5110  
<https://www.yew.co.jp> E-mail : mail@yew.co.jp

荷主・元請運送事業者の皆さまへ



- 長時間の恒常的な荷待ちは、**自動車運転者の長時間労働の要因**となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも**長時間の荷待ちの改善**に向けてご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、ぜひ**前向きに検討をお願いします。**

事業者及び職場で働く労働者の皆様へ

## 転倒災害防止に取り組みましょう

### Point 1

#### 転倒災害の特徴を知ろう

##### 【転倒災害の特徴】

- ▶ 全業種において発生する
- ▶ 高年齢層による災害が多い (50歳以上の労働者が7割を占める)
- ▶ ケガによる休業期間が長期化の傾向 (休業1か月以上が半数を占める)



鶴見労働基準監督署 安全衛生推進キヤクター つる美ちゃん

全労働災害の約4分の1は「転倒災害」だよ！※



令和4年は約27%で増加傾向！  
件数も前年より12件増加！

※第13次労働災害防止計画期間中(令和5年4月末現在)の鶴見労働基準監督署管内における休業4日以上の労働災害発生件数(新型コロナウイルス感染症り患者数除く)

### 注目!! 第14次労働災害防止計画がはじまります！

(令和5年4月1日から令和10年3月31日まで)

厚生労働省では労働災害防止重点事項における取組の進捗状況を確認する指標(アウトプット指標)を設定し、達成目標(アウトカム指標)を定めることとしています。

転倒災害を主とした労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進に係る各指標は、以下のとおりです。

- 【アウトプット目標】転倒災害対策(ハード/ソフト両面から)に取り組む事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。
- 【アウトカム目標】増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を令和4年と比較して令和9年までに男女ともその増加に歯止めをかける。



厚生労働省 神奈川労働局  
鶴見労働基準監督署

鶴見 っとすべり つまずき注意!!  
よく見 て転倒災害防止!!





# 謹賀新年



## 健康と安全 幸せつなぐ年末年始

令和6年元旦

役員事業場一同

A G C (株) AGC横浜テクニカルセンター	(株)京三製作所	JFEエンジニアリング(株)
麒麟ビール(株)横浜工場	東芝エネルギーシステムズ(株)京浜事業所	A G C (株) AGC横浜テクニカルセンター 協創会
(株)京浜マリン製作所	(株)J-オイルミルズ横浜工場	J & T 環境 (株)
東亜合成(株)横浜工場	東芝エネルギーシステムズ(株)京浜事業所 安全衛生協力会	太平洋製糖 (株)
(株)京浜コーポレーション	東洋製罐(株)テクニカルセンター 横浜工場	保土谷化学工業(株) 横浜工場
三菱ケミカル(株) 鶴見工場	森永製菓(株)鶴見工場	ジャパンマリンユナイテッド(株) 横浜事業所 鶴見工場
ジャパンマリンユナイテッド 横浜協力会		



### 鶴見地域産業保健センター

～地域産業保健事業～

地域産業保健センターでは、労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。ぜひ、ご利用ください。

<小規模事業場向けサービスの内容>

**支援は全て無料です!**

- 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
- 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- 長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- 個別訪問による産業保健指導の実施

詳しくは、ホームページをご覧ください (<http://www.kanagawas.johas.go.jp/>) 神奈川産保 で検索

鶴見地域産業保健センター  
〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央 3-4-22  
医師会内  
Tel 045-521-2738 fax 045-521-2738  
turumi-sanpo@sky.bbexcite.jp

神奈川産業保健総合支援センター  
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 3-29-1  
第6安田ビル3階  
Tel 045-410-1160 fax 045-410-1161

独立行政法人  
労働者健康安全機構

### 新規会員募集

鶴見支部では、鶴見区内にある事業場で、当協会に未加入の事業場に対して加入促進活動を行っています。近隣で、またはお知り合いで未加入事業場がございましたら、事務局まで是非ご紹介下さい。

事務局 TEL 503-0017 FAX 505-3411